

令和4年5月

第3回

横手市議会
臨時会議案

令和4年第3回横手市議会5月臨時会議案一覧表

(1) 報告第11号	専決処分の報告について	1	～	2
(2) 報告第12号	専決処分の報告について	3	～	4
(3) 報告第13号	専決処分の報告について	5	～	6
(4) 報告第14号	専決処分の報告について	7	～	8
(5) 報告第15号	専決処分の報告について	9	～	10
(6) 報告第16号	専決処分の報告について	11	～	12
(7) 報告第17号	専決処分の報告について	13	～	14
(8) 報告第18号	専決処分の報告について	15	～	16
(9) 報告第19号	専決処分の報告について	17	～	18
(10) 報告第20号	専決処分の報告について	19	～	20
(11) 報告第21号	専決処分の報告について	21	～	22
(12) 報告第22号	専決処分の報告について	23	～	24
(13) 承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	25	～	58
(14) 承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	59	～	64
(15) 承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	65	～	70

(16) 承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	71	～	72	
					予算書の頁
(17) 議案第45号	横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	73	～	75	
(18) 議案第46号	横手市介護保険条例の一部を改正する条例	76	～	78	
(19) 議案第47号	横手市雄物川町防災行政無線通信施設設置条例を廃止する条例	79		80	
(20) 議案第48号	財産の取得について			81	
(21) 議案第49号	財産の取得について			82	
(22) 議案第50号	令和4年度横手市一般会計補正予算(第2号)				予算書の頁

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、人身事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月24日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年9月19日（日）午前8時50分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 19,630円 |

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月24日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年3月3日（木）午後0時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 11,000円 |

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

専決第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月24日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年2月9日（水）午後2時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 189,398円 |

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

専決第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月24日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年2月7日（月）午前11時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 80,421円 |

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

専決第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月25日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年1月31日（月）午前10時40分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 48,840円 |

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

専決第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月25日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年2月24日（木）午前9時45分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 39,901円 |

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

専決第15号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月28日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年3月7日（月）午後7時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 34,220円 |

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

専決第16号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月29日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年1月17日（月）午前7時45分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 94,072円 |

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

専決第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月30日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年2月6日（日）午前10時50分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 136,942円 |

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

専決第18号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月30日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年2月22日（火）午前9時15分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 363,000円 |

報告第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

専決第23号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年4月4日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年3月1日（火）午後5時45分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 5,115円 |

報告第 2 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 5 月 1 3 日提出
横手市長 高 橋 大

専決第24号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年4月15日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年2月7日（月）午前2時40分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 25,000円 |

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

横手市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める。

専決第19号

専決処分書

横手市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年3月31日専決

横手市長 高橋 大

横手市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(横手市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 横手市市税賦課徴収条例(平成17年横手市条例第86号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、所得税法におい</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、所得税法におい</p>

て寄附金控除が適用され、かつ、住民福祉の増進に寄与する活動を行っている法人であって、市内に事務所又は事業所を有するものに対する寄附金又は金銭

ア～エ [略]

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

カ～コ [略]

(2) [略]

2 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 [略]

て寄附金控除が適用され、かつ、住民福祉の増進に寄与する活動を行っている法人であって、市内に事務所又は事業所を有するものに対する寄附金又は金銭

ア～エ [略]

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

カ～コ [略]

(2) [略]

2 [略]

(法人の市民税の申告納付)

第48条 [略]

2～8 [略]

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより行わなければならない。

10～14 [略]

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

2～8 [略]

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより行わなければならない。

10～14 [略]

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) [略]

2～4 [略]

16 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) [略]

2～4 [略]

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 [略]

2 [略]

3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。

4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 2 法附則第 1 5 条第 3 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

2 3 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

2 4 法附則第 1 5 条第 4 6 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 5 [略]

2 6 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 1 0 条の 3 [略]

2～8 [略]

9 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項

2 2 法附則第 1 5 条第 3 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

2 3 法附則第 1 5 条第 3 9 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

2 4 法附則第 1 5 条第 4 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 5 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

2 6 [略]

2 7 [略]

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 1 0 条の 3 [略]

2～8 [略]

9 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げ

を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

る事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 [略]

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 [略]

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12・13 [略]

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額

(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 [略]

(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 [略]

(横手市市税賦課徴収条例の一部改正)

第2条 横手市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族</u>申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等</u>申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この</p>

条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) [略]

(4) [略]

2～5 [略]

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

2～5 [略]

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところによ

申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 特定配偶者の氏名

(3) [略]

(4) [略]

2～5 [略]

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところによ

り控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特

り控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特

例)

第26条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項の指定行事のうち市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第27条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年

例)

第26条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項の指定行事のうち市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(横手市市税賦課徴収条例の一部改正)

第3条 横手市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(所得割の課税標準) 第33条 [略] 2・3 [略] 4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得</u>	(所得割の課税標準) 第33条 [略] 2・3 [略] 4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u>

の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めたときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 [略]

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲

5 [略]

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めたときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となっ

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額

た特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6

について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 [略]

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6

第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄

第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。））で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活

附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～10 [略]

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第36条の3 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法

動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下本条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～10 [略]

(所得税に係る更正又は決定事項の申告義務)

第36条の3 [略]

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法

第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 [略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、

第16条の3 [略]

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認め
たとき。

3 [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税
の課税の特例)

第20条の2 [略]

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年
の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書
(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に
掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後
段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例
適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得な
い理由があると市長が認めたときを含む。)に限り、適用す
る。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告
書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載
された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用
しないことが適当であると市長が認めたときは、この限りで

3 [略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税
の課税の特例)

第20条の2 [略]

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年
分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書
に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があると
きに限り、適用する。

ない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めたとときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載

5 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 [略]

2・3 [略]

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 [略]

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、

5 [略]

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方

当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（横手市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 横手市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（令和3年横手市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条 横手市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。	第3条 横手市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」

初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2～5 [略]

(横手市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 横手市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第3条の規定による改正後の<u>横手市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分</p>	<p>附 則</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第3条の規定による改正後の<u>横手市市税賦課徴収条例第24条第2項、第36条の3の3及び附則第5条第1項の規定</u></p>

の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条、第4条並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第3条、第5条及び次条第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の横手市市税賦課徴収条例（以下この条において「新条例」という。）第36条の3の2の規定は、令和5年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第36条の3の3の規定は、令和5年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

3 第3条及び第5条の規定による改正後の横手市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の横手市市税賦課徴収条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める。

専決第20号

専 決 処 分 書

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年3月31日専決

横手市長 高 橋 大

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

横手市国民健康保険税条例（平成17年横手市条例第171号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p>

4 [略]

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合は、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) [略]

附 則

1～9 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 [略]

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合は、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1)～(3) [略]

附 則

1～9 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

11～24 [略]

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

11～24 [略]

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の横手市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健

康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める。

専決第21号

専 決 処 分 書

横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年3月31日専決

横手市長 高 橋 大

横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

横手市特定公共賃貸住宅管理条例（平成17年横手市条例第256号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第3号の規定により算出した額</u></p> <p><u>(3) [略]</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第1号の同居親族等</u></p> <p><u>(3) 所得 省令第1条第4号の規定により算出した額</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p>

(4) [略]

(入居者の資格)

第5条 [略]

2 その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(同居の承認)

第10条 特定住宅の入居者は、当該入居者の入居の際に同居を認められた親族以外の親族を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 [略]

別表(第14条関係)

家賃を減額する場合	減ずる額	家賃を免除する場合	免除する額	減額し、又は免除
-----------	------	-----------	-------	----------

(5) [略]

(入居者の資格)

第5条 [略]

2 その者及び同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(同居の承認)

第10条 特定住宅の入居者は、当該入居者の入居の際に同居を認められた同居親族等以外の同居親族等を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

2 [略]

別表(第14条関係)

家賃を減額する場合	減ずる額	家賃を免除する場合	免除する額	減額し、又は免除
-----------	------	-----------	-------	----------

	合	する期間		合	する期間
1 入居者、入居者と同居している親族が疾病にかかり、長期にわたり療養を要し、又は災害により容易に回復し難い損害を受けた場合で、入居者が市民税について均等割のみを課せられる者であるとき（家賃が収入の1割以内であるときを除く。）又は市民税が課されない者であるとき。	[略]		1 入居者又は同居親族等が疾病にかかり、長期にわたり療養を要し、又は災害により容易に回復し難い損害を受けた場合であつて、入居者が市民税について均等割のみを課せられる者であるとき（家賃が収入の1割以内であるときを除く。）又は市民税が課されない者であるとき。	[略]	
2 [略]			2 [略]		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

令和3年度横手市一般会計補正予算(第14号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により、報告し承認を求める。

専決第22号

専 決 処 分 書

令和3年度横手市一般会計補正予算(第14号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日専決

横手市長 高 橋 大

令和3年度横手市一般会計補正予算（第14号）

令和3年度横手市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,732,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更・廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月31日専決
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		580,000	20,433	600,433
	1 地方揮発油譲与税	160,000	△14,813	145,187
	2 自動車重量譲与税	380,000	35,112	415,112
	3 森林環境譲与税	40,000	134	40,134
3 利子割交付金		9,000	△4,034	4,966
	1 利子割交付金	9,000	△4,034	4,966
4 配当割交付金		18,000	6,496	24,496
	1 配当割交付金	18,000	6,496	24,496
5 株式等譲渡所得割交付金		15,000	18,868	33,868
	1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	18,868	33,868
6 法人事業税交付金		61,000	56,601	117,601
	1 法人事業税交付金	61,000	56,601	117,601
7 地方消費税交付金		1,880,000	331,822	2,211,822
	1 地方消費税交付金	1,880,000	331,822	2,211,822
8 ゴルフ場利用税交付金		6,000	683	6,683
	1 ゴルフ場利用税交付金	6,000	683	6,683
9 環境性能割交付金		40,000	△10,842	29,158
	1 環境性能割交付金	40,000	△10,842	29,158

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		70,001	139,867	209,868
	1 地方特例交付金	70,000	727	70,727
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1	139,140	139,141
11 地方交付税		19,798,026	1,358,894	21,156,920
	1 地方交付税	19,798,026	1,358,894	21,156,920
12 交通安全対策特別交付金		12,600	△783	11,817
	1 交通安全対策特別交付金	12,600	△783	11,817
15 国庫支出金		9,803,775	297,886	10,101,661
	2 国庫補助金	4,862,991	297,886	5,160,877
16 県支出金		4,475,603	△9,374	4,466,229
	2 県補助金	2,251,951	△9,374	2,242,577
18 寄附金		500,602	△99,000	401,602
	1 寄附金	500,602	△99,000	401,602
19 繰入金		3,742,328	△2,262,914	1,479,414
	2 基金繰入金	3,661,593	△2,262,914	1,398,679
21 諸収入		2,500,359	97	2,500,456
	5 雑入	657,169	97	657,266
22 市債		3,461,801	△34,300	3,427,501
	1 市債	3,461,801	△34,300	3,427,501

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	57,921,700	△189,600	57,732,100

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,825,148	△56,199	5,768,949
	1 総務管理費	4,898,321	△56,199	4,842,122
3 民生費		17,248,651	△1,500	17,247,151
	2 児童福祉費	6,731,969	△1,500	6,730,469
6 農林水産業費		4,216,624	△39,710	4,176,914
	1 農業費	3,935,145	△39,710	3,895,435
7 商工費		2,661,329	△43,166	2,618,163
	1 商工費	2,661,329	△43,166	2,618,163
13 諸支出金		1,664,795	△49,025	1,615,770
	1 基金費	1,664,795	△49,025	1,615,770
歳出	合計	57,921,700	△189,600	57,732,100

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
十文字環境改善センター改修事業	76,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	75,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利率見直し方式を選択した地方債については、見直し後の利率が当初定めていた利率を上回る場合は、当該見直しを行った利率で借入することができる。	政府資金の場合は、借入先の融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
西部斎場整備事業	25,500				25,900			
農地集積加速化基盤整備事業	224,000				223,900			
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業	19,300				20,900			
県営ため池等整備事業	44,200				44,100			
生活基盤道路整備事業	125,500				129,500			
社会資本整備総合交付金等事業(道路)	233,400				242,900			
除雪機械購入事業	112,000				66,200			
急傾斜地崩壊対策事業	4,000				3,900			
地方街路整備事業(八幡根岸線)	16,200				16,100			
消防施設整備事業	67,600				67,500			
小学校長寿命化対策事業	195,200				193,800			

廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備考
ひとり親家庭等住宅整備事業	1,500	借入申込実績がなかったことによる。

一般会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	580,000	20,433	600,433
3 利子割交付金	9,000	△4,034	4,966
4 配当割交付金	18,000	6,496	24,496
5 株式等譲渡所得割交付金	15,000	18,868	33,868
6 法人事業税交付金	61,000	56,601	117,601
7 地方消費税交付金	1,880,000	331,822	2,211,822
8 ゴルフ場利用税交付金	6,000	683	6,683
9 環境性能割交付金	40,000	△10,842	29,158
10 地方特例交付金	70,001	139,867	209,868
11 地方交付税	19,798,026	1,358,894	21,156,920
12 交通安全対策特別交付金	12,600	△783	11,817
15 国庫支出金	9,803,775	297,886	10,101,661
16 県支出金	4,475,603	△9,374	4,466,229
18 寄附金	500,602	△99,000	401,602
19 繰入金	3,742,328	△2,262,914	1,479,414
21 諸収入	2,500,359	97	2,500,456
22 市債	3,461,801	△34,300	3,427,501
計	57,921,700	△189,600	57,732,100

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	5,825,148	△56,199	5,768,949		△2,600	△600		△52,999
3 民生費	17,248,651	△1,500	17,247,151			△1,500		
4 衛生費	5,864,813	0	5,864,813			400		△400
6 農林水産業費	4,216,624	△39,710	4,176,914		△6,774	1,400		△34,336
7 商工費	2,661,329	△43,166	2,618,163	△9,802			1,000	△34,364
8 土木費	7,758,847	0	7,758,847	307,688		△32,500		△275,188
9 消防費	1,799,722	0	1,799,722			△100		100
10 教育費	3,758,630	0	3,758,630			△1,400		1,400
13 諸支出金	1,664,795	△49,025	1,615,770					△49,025
計	57,921,700	△189,600	57,732,100	297,886	△9,374	△34,300	1,000	△444,812

2. 歳入

2 款 地方譲与税

1 項 地方揮発油譲与税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方揮発油譲与税	160,000	△14,813	145,187	1 地方揮発油譲与税	△14,813	地方揮発油譲与税 △14,813
計	160,000	△14,813	145,187			

2 款 地方譲与税

2 項 自動車重量譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 自動車重量譲与税	380,000	35,112	415,112	1 自動車重量譲与税	35,112	自動車重量譲与税 35,112
計	380,000	35,112	415,112			

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 森林環境譲与税	40,000	134	40,134	1 森林環境譲与税	134	森林環境譲与税 134
計	40,000	134	40,134			

3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 利子割交付金	9,000	△4,034	4,966	1 利子割交付金	△4,034	利子割交付金 △4,034
計	9,000	△4,034	4,966			

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 配当割交付金	18,000	6,496	24,496	1 配当割交付金	6,496	配当割交付金 6,496
計	18,000	6,496	24,496			

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	18,868	33,868	1 株式等譲渡所得割交付金	18,868	株式等譲渡所得割交付金 18,868
計	15,000	18,868	33,868			

6 款 法人事業税交付金

1 項 法人事業税交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 法人事業税交付金	61,000	56,601	117,601	1 法人事業税交付金	56,601	法人事業税交付金 56,601
計	61,000	56,601	117,601			

7 款 地方消費税交付金

1 項 地方消費税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方消費税交付金	1,880,000	331,822	2,211,822	1 地方消費税交付金	331,822	地方消費税交付金 149,784 地方消費税交付金 (社会保障財源分) 182,038
計	1,880,000	331,822	2,211,822			

8 款 ゴルフ場利用税交付金

1 項 ゴルフ場利用税交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 ゴルフ場利用税交付金	6,000	683	6,683	1 ゴルフ場利用税交付金	683	ゴルフ場利用税交付金 683
計	6,000	683	6,683			

9 款 環境性能割交付金

1 項 環境性能割交付金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 環境性能割交付金	40,000	△10,842	29,158	1 環境性能割交付金	△10,842	環境性能割交付金 △10,842
計	40,000	△10,842	29,158			

10 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方特例交付金	70,000	727	70,727	1 地方特例交付金	727	地方特例交付金 727
計	70,000	727	70,727			

10 款 地方特例交付金

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1	139,140	139,141	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	139,140	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 139,140
計	1	139,140	139,141			

11 款 地方交付税

1 項 地方交付税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	19,798,026	1,358,894	21,156,920	1 地方交付税	1,358,894	特別交付税 1,358,894
計	19,798,026	1,358,894	21,156,920			

12 款 交通安全対策特別交付金

1 項 交通安全対策特別交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 交通安全対策特別交付金	12,600	△783	11,817	1 交通安全対策特別交付金	△783	交通安全対策特別交付金 △783
計	12,600	△783	11,817			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	675,973	11,781	687,754	1 総務管理費補助金	11,781	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 11,781
4 商工費国庫補助金	80,374	△21,583	58,791	1 商工費補助金	△21,583	地方創生推進交付金 △21,583
5 土木費国庫補助金	1,127,981	307,688	1,435,669	1 道路橋りょう費補助金	307,483	社会資本整備総合交付金(防災・安全) △92,591 臨時道路除雪事業費補助金 272,000 社会資本整備総合交付金(道路除雪) 128,074

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
				2 都市計画費補助金	205	集約都市形成支援事業費補助金 205
計	4,862,991	297,886	5,160,877			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費補助金	42,517	△2,600	39,917	1 総務管理費補助金	△2,600	地域少子化対策重点推進交付金 △2,600
4 農林水産業費補助金	1,091,436	△6,774	1,084,662	1 農業費補助金	△6,774	環境保全型農業直接支払交付金 △6,774
計	2,251,951	△9,374	2,242,577			

18 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 ふるさと納税寄附金	500,000	△100,000	400,000	1 ふるさと納税寄附金	△100,000	ふるさと納税寄附金 △100,000
5 地方創生応援寄附金	100	1,000	1,100	1 地方創生応援寄附金	1,000	地方創生応援寄附金 1,000
計	500,602	△99,000	401,602			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,591,419	△1,897,129	694,290	1 財政調整基金繰入金	△1,897,129	財政調整基金繰入金 △1,897,129
2 減債基金繰入金	300,000	△300,000	0	1 減債基金繰入金	△300,000	減債基金繰入金 △300,000
5 公共施設等総合管理推進基金繰入金	290,000	△65,785	224,215	1 公共施設等総合管理推進基金繰入金	△65,785	公共施設等総合管理推進基金繰入金 △65,785
計	3,661,593	△2,262,914	1,398,679			

21 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	315,894	97	315,991	1 雑入	97	秋田県市町村振興協会市町村振興助成金 △3,766 秋田県市町村振興協会市町村交付金（ハロウィンジャンボ交付金） 3,863
計	657,169	97	657,266			

22 款 市債

1 項 市債

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務債	410,900	△600	410,300	1 総務管理事業債	△600	公共施設等適正管理推進事業債 △600
2 民生債	15,800	△1,500	14,300	1 児童福祉事業債	△1,500	ひとり親家庭等住宅整備事業債 △1,500
3 衛生債	120,000	400	120,400	1 保健衛生事業債	25,900	過疎対策事業債 25,900
				2 清掃事業債	△25,500	過疎対策事業債 △25,500
4 農林水産業債	545,200	1,400	546,600	1 農業事業債	1,400	過疎対策事業債 △100
						公共事業等債 △100
						一般補助施設整備事業債 1,600
6 土木債	985,500	△32,500	953,000	1 道路整備事業債	13,500	過疎対策事業債 13,500
				3 雪寒建設機械整備事業債	△45,800	過疎対策事業債 △45,800
				4 都市計画事業債	△100	公共事業等債 △100
				7 河川事業債	△100	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 △100
7 消防債	174,900	△100	174,800	1 消防事業債	△100	過疎対策事業債 △100
8 教育債	312,500	△1,400	311,100	1 学校教育事業債	△1,400	公共施設等適正管理推進事業債 △1,400
計	3,461,801	△34,300	3,427,501			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
7 企画費	402,642	△56,199	346,443	△2,600			△53,599	10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	△1,500 △1,500 △48,000 △5,199	若者出会い・結婚生活応援事業 △5,199 ふるさと納税PR事業 △51,000
9 地域局費	339,556	0	339,556		△600		600			十文字環境改善センター費 財源振替
計	4,898,321	△56,199	4,842,122	△2,600	△600		△52,999			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	2,214,643	△1,500	2,213,143		△1,500			20 貸付金	△1,500	ひとり親家庭支援事業 △1,500
計	6,731,969	△1,500	6,730,469		△1,500					

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
11 斎場施設費	105,711	0	105,711		400		△400			斎場施設整備事業 財源振替

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	3,557,871	0	3,557,871		400		△400			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	2,132,691	△32,351	2,100,340	△6,774			△25,577	18 負担金補助 及び交付金	△32,351	直接支払交付金事業 △9,032 果樹等自然災害復旧対策事業 △10,853 地方創生臨時交付金事業 稲作経営緊急支援事業 △12,466
4 水田活用推 進費	92,117	△7,359	84,758				△7,359	18 負担金補助 及び交付金	△7,359	産地づくり事業 △7,359
8 農地費	1,023,084	0	1,023,084		1,400		△1,400			農業生産基盤整備事業 財源振替 ため池整備事業 財源振替
計	3,935,145	△39,710	3,895,435	△6,774	1,400		△34,336			

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 商工業振興費	1,462,074	△43,166	1,418,908	△9,802		1,000	△34,364	18 負担金補助及び交付金	△43,166	成長産業支援事業 中小企業活性化支援事業 財源振替 地方創生臨時交付金事業 横手の魅力好循環推進事業 財源振替
計	2,661,329	△43,166	2,618,163	△9,802		1,000	△34,364			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 道路新設改良費	787,520	0	787,520		13,500		△13,500		道路新設改良単独事業 社会資本整備総合交付金等事業 (道路) 財源振替	
5 雪対策費	2,943,063	0	2,943,063	307,483	△45,800		△261,683		道路等除雪費 除雪機械購入費 財源振替	
計	4,465,433	0	4,465,433	307,483	△32,300		△275,183			

8 款 土木費

3 項 河川費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 河川総務費	10,954	0	10,954		△100		100		急傾斜地崩壊対策事業 財源振替	
計	62,424	0	62,424		△100		100			

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 都市計画総務費	136,429	0	136,429	205			△205		都市計画総務管理費 財源振替	
3 街路事業費	49,420	0	49,420		△100		100		地方街路整備事業 財源振替	
計	2,821,761	0	2,821,761	205	△100		△105			

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 消防施設費	113,261	0	113,261		△100		100		消防施設整備事業 財源振替	
計	1,799,722	0	1,799,722		△100		100			

10 款 教育費

2 項 小学校費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	620,912	0	620,912		△1,400		1,400		小学校長寿命化対策事業 財源振替	
計	695,846	0	695,846		△1,400		1,400			

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 目的基金費	520,138	△49,025	471,113				△49,025	24 積立金	△49,025	ふるさと応援基金積立金 △49,025
計	1,664,795	△49,025	1,615,770				△49,025			

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額					
	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	2,583,400	△ 34,300	2,549,100	4,313,850		4,313,850	47,469,944	△ 34,300	47,435,644
(1)総 務	410,900	△ 600	410,300	694,824		694,824	6,557,563	△ 600	6,556,963
(2)民 生	10,300	△ 1,500	8,800	184,953		184,953	2,497,667	△ 1,500	2,496,167
(3)衛 生	120,000	400	120,400	528,959		528,959	7,087,188	400	7,087,588
(5)農林水産	545,200	1,400	546,600	472,024		472,024	5,256,819	1,400	5,258,219
(7)土 木	929,700	△ 32,500	897,200	1,041,333		1,041,333	9,330,175	△ 32,500	9,297,675
(8)消 防	174,900	△ 100	174,800	273,542		273,542	2,318,368	△ 100	2,318,268
(9)教 育	312,500	△ 1,400	311,100	867,284		867,284	12,746,698	△ 1,400	12,745,298
合 計	3,461,801	△ 34,300	3,427,501	6,284,183		6,284,183	67,225,402	△ 34,300	67,191,102

議案第 4 5 号

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 1 3 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免を行うため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

横手市国民健康保険税条例（平成17年横手市条例第171号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～22 [略]</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）</p> <p>23 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）</p>	<p>附 則</p> <p>1～22 [略]</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）</p> <p>23 令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）</p>

の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、
第28条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を
満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)・(2) [略]

24 [略]

の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、
第28条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を
満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)・(2) [略]

24 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横手市国民健康保険税条例附則第23項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第46号

横手市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年5月13日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免を行うため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市介護保険条例の一部を改正する条例

横手市介護保険条例（平成17年横手市条例第172号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="367 619 461 651">附 則</p> <p data-bbox="280 683 472 715">1～9 [略]</p> <p data-bbox="324 746 1088 834">（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p data-bbox="280 866 1088 1353">10 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免について</p>	<p data-bbox="1223 619 1317 651">附 則</p> <p data-bbox="1126 683 1319 715">1～9 [略]</p> <p data-bbox="1171 746 1935 834">（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p data-bbox="1126 866 1935 1353">10 令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免について</p>

は、次の各号のいずれかに該当する者は、第28条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)・(2) [略]

11 [略]

は、次の各号のいずれかに該当する者は、第28条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)・(2) [略]

11 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の横手市介護保険条例附則第10項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第 4 7 号

横手市雄物川町防災行政無線通信施設設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 5 月 1 3 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市雄物川町防災行政無線通信施設を廃止するため、現行条例を廃止したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市雄物川町防災行政無線通信施設設置条例を廃止する条例

横手市雄物川町防災行政無線通信施設設置条例（平成17年横手市条例第275号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を購入する。

- | | | | |
|---|--------|---|----|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 | |
| 3 | 購入金額 | 25,960,000円 | |
| 4 | 購入の相手方 | 秋田市泉中央二丁目1番3号
秋田トヨタ自動車株式会社
代表取締役 大柳 康三郎 | |

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第49号

財産の取得について

次のとおり食器洗浄機を購入する。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称 | 食器洗浄機 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 購入金額 | 31,680,000円 |
| 4 | 購入の相手方 | 横手市卸町3番3号
山二環境機材株式会社 横手営業所
所長 菊地 一久 |

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第50号

令和4年度横手市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度横手市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,323,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月13日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,000,492	326,308	7,326,800
	2 国庫補助金	2,349,075	326,308	2,675,383
19 繰入金		3,580,726	97,692	3,678,418
	2 基金繰入金	3,490,009	97,692	3,587,701
歳入	合計	53,899,200	424,000	54,323,200

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		2,084,309	424,000	2,508,309
	1 商工費	2,084,309	424,000	2,508,309
歳出	合計	53,899,200	424,000	54,323,200

一般会計補正予算に関する説明書

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,000,492	326,308	7,326,800
19 繰入金	3,580,726	97,692	3,678,418
計	53,899,200	424,000	54,323,200

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商工費	2,084,309	424,000	2,508,309	326,308				97,692
計	53,899,200	424,000	54,323,200	326,308				97,692

2. 歳入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	78,277	326,308	404,585	2 総務管理費補助金	326,308	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 326,308
計	2,349,075	326,308	2,675,383			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,483,849	97,692	2,581,541	1 財政調整基金繰入金	97,692	財政調整基金繰入金 97,692
計	3,490,009	97,692	3,587,701			

3. 歳出

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 商工業振興費	1,281,576	424,000	1,705,576	326,308			97,692	18 負担金補助及び交付金	424,000	地方創生臨時交付金事業 プレミアム付商品券事業 424,000
計	2,084,309	424,000	2,508,309	326,308			97,692			